

鋼船規則 D 編及び H 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説 (液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非常電源の傾斜要件等)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 D 編及び H 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領中、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非常電源の傾斜要件等について、その内容を解説する。なお、本改正の適用は次のとおりである。

(1) 鋼船規則 D 編及び H 編

2026 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用

(2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領

2026 年 1 月 1 日以降に使用承認の申込みのあった自動化機器及び装置に適用

2. 改正の背景

IACS 統一解釈 SC6 及び SC290 には、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船における非常電源の傾斜要件の解釈が規定されており、この二つの統一解釈の違いは、参照する IGC コードの年度（バージョン）のみである。

IACS では上記の重複する統一解釈を削除すると共に、機器の傾斜に関する要件をまとめた IACS 統一規則 M46、及び機器の環境試験の要件をまとめた E10 に同統一解釈の内容を移設した。また、この機会に、統一規則 E10 中の試験方法を参照する一部の規格について、最新版を参照するように改めた。

このため、統一解釈 SC6 及び SC290 の移設に伴う、統一規則 M46(Rev.4)及び E10(Rev.10)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 D 編 1 章表 D1.1 備考(3)及び H 編 1 章表 H1.2 備考 3.並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領 7 編 1 章表 7.1-1.の液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の非常電源の傾斜要件において、参照する IGC / IBC コードの要件を明記した。なお、参照箇所の明示のみのため、要件や取り扱いに変更はない。
- (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 7 編 1 章表 7.1-1.において、次の試験の参照規格を改めた。なお、参照規格の更新に伴い、一部の試験で測定方法が変更される。
 - (a) 伝導高周波妨害イミュニティ試験
 - (b) サージ・イミュニティ試験
 - (c) 放射性エミッション試験
 - (d) 伝導性エミッション試験